

決算審査特別委員会会議録
〔平成 20 年第 7 回臨時夕張市議会付託〕
平成 20 年 11 月 25 日(水曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成19年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成19年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 3 号 平成19年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 4 号 平成19年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 5 号 平成19年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成19年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成19年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について

◎出席委員 (7 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、副市長、新山・藤原両監査委員、教育委員長、教育長、理事のほか、関係の課長等

午前 10 時 30 分 開議

●山本委員長 ただいまから決算審査特別委員会

を開催いたします。

●山本委員長 本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に参与の出席であります、市長、副市長、新山・藤原両監査委員、教育委員長、教育長、理事のほか、関係の課長等であります。

●山本委員長 次に、第 7 回臨時市議会において本委員会に付託されました、認定第 1 号ないし第 7 号の 7 案件の審査の進め方についてであります、初めに理事者から決算の概要について説明を聴取し、次に理事者の説明に対する質問並びに大綱的な質疑を行い、次に一般会計の歳出より款ごとに各会計決算書、証書類と順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議もないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

●山本委員長 それでは、理事者の説明を求めます。

地域再生推進室長。

●畑山地域再生推進室長 それでは、平成 19 年度夕張市各会計の決算につきまして、お配りしております決算報告書に基づきご説明申し上げます。

まず、予算編成から決算に至るまでの経過の概要につきましては、2 ページをお開き願います。

平成 18 年 6 月に多額の財政赤字を抱えていることが表面化した本市は、平成 18 年 6 月 20 日の第 2 回定例市議会において、地方財政再建促進特別措置法に基づく財政の再建に取り組むことを表明し、9 月 29 日の第 3 回定例市議会では、法の下での財政再建の申し出を議決しました。

その後、国や北海道など関係機関の協力や助言のもと、財政再建計画の策定に取り組み、平成 19 年 3

月 6 日には財政再建計画の同意を総務大臣から得て、およそ 353 億円の赤字を平成 36 年度までの 18 年間にわたって解消する計画が始まったところであります。

この財政再建計画の初年度となります平成 19 年度の一般会計当初予算は計画どおりに編成をいたしまして、単年度収支で約 14 億 7,000 万円の黒字を見込みました。

本市の財政基盤は市税や使用料などの自主財源に乏しく、地方交付税、また国庫支出金などの依存財源の割合が高いことから、収入の増加、それと自主財源の確保、これを着実に図り計画どおりの赤字解消を行っていくための方策、この一つとして市税の税率の引き上げ、ごみ処理の有料化、また、各種施設使用料など受益者負担の見直しにつきまして条例改正を行い、予算に反映いたしました。

一方、18 年間で巨額な赤字を解消していくためには収入に見合った歳出の構築が必要不可欠なことから、徹底した行政のスリム化、事務事業の抜本的な見直しを図りまして、市民生活に必要な最小限の事務事業以外は原則廃止していくというような財政再建計画の基本方針に基づきまして、歳出予算を計上いたしました。

年度当初からの本市の行政運営でございますが、職員の大量退職に伴う行政執行体制の激変に加えまして、財政再建団体として事務事業のいろんな見直しを大幅に行ってきた、急激に行ってきたということで厳しい状況となっております。

しかし、こうした状況にあっても必要な行政サービスを持続して行っていかなければならないということから、北海道をはじめとした他の自治体、また、企業などからの人的支援、助言を受けながら、同一の課内での協力体制の構築を図るためのグループ制の導入を平成 20 年 1 月に図るなどにより対応をしてまいりました。

一方、財政運営につきましても着実な財政再建を図っていくため、改善を図ることができるものにつきましては北海道からの助言を得ながら、鋭意取り

組んでまいりました。

特に、契約事務におきましては、適正な競争入札の徹底、また、随意契約でも複数業者からの見積り合わせを行っていくということで歳出の節減が図られ、これによって生じた財源をその年度に新規に出てきました行政需要、それから予算の不足する事務事業に振り替えるということが可能になりまして、多くの事務事業におきまして予算に余裕のない厳しい状況の中で再建計画の推進上、非常に効果的なものとなりました。

平成 19 年度は、財政再建計画の変更を 9 月と 3 月に計 2 回、また、他に軽微なものとして 1 回行ってございますが、こういったものを行ったり、また計画の変更にあたらぬ予算の補正、規定経費の枠内での同一の性質区分の中での流用を行いまして、計画策定後に生じた行政需要への対応を行ってまいりました。

財政再建計画の初年度となった平成 19 年度決算につきましては、単年度収支で約 14 億 7,000 万円の黒字となりまして、平成 18 年度、19 年度を合わせた赤字解消額、これは計画と比べて 3 億 7,000 万程度多いものとなりました。

前述したような厳しい状況の中、計画を達成することができたのは、市民の皆様のご理解ご協力、また夕張市に対しまして様々な支援をいただいた関係各位の協力のたまものというふうに認識しておりまして、引き続き着実な財政再建を図りつつ、山積する諸課題にも適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4 ページから 10 ページにあります普通会計の事業別決算に関する調べでございますが、当該会計における全事業を登載しておりますので、後ほどご参照いただけますようお願いいたします。

11 ページをお開き願います。

一般会計の決算であります、下段に記載のとおり、歳入決算額 100 億 5,574 万 4,000 円に対しまして、歳出決算額は 435 億 4,006 万 6,000 円となりまして、差し引き不足額 334 億 8,432 万 2,000 円は翌

年度の歳入を繰上充用し、補てんいたしました。

12 ページ、13 ページにつきましては科目別の執行状況、14 ページは市税の内訳、15 ページから 17 ページまでは性質別の内訳が記載されております。

続きまして、18 ページ、19 ページ、国民健康保険事業会計につきましては、18 ページ下段に記載のとおり、歳入決算額 22 億 4,051 万 2,000 円に対しまして、歳出決算額は 23 億 2,248 万 1,000 円となり、差し引き不足額 8,196 万 9,000 円に、翌年度繰越額 486 万 3,000 円を加えました 8,683 万 2,000 円は翌年度の歳入を繰上充用し、補てんいたしました。

次に、20 ページ、21 ページ、市場事業会計につきましては記載のとおり、歳入決算額 5,591 万 5,000 円に対しまして、歳出決算額 5,582 万 3,000 円となり、差し引き残額 9 万 2,000 円は全額繰り越しいたしました。

次に、22 ページ、23 ページ、老人保健医療事業会計につきましては、記載のとおり、歳入決算額 24 億 4,370 万円に対しまして、歳出決算額 24 億 4,198 万 7,000 円となり、差し引き残額 171 万 3,000 円は全額繰り越しいたしました。

次に、24 ページ、25 ページ、公共下水道事業会計につきましては記載のとおり、歳入決算額 3 億 4,360 万 2,000 円に対し、歳出決算額 14 億 7,280 万 2,000 円となり、差し引き不足額 11 億 2,920 万円は翌年度の歳入を繰上充用し、補てんいたしました。

次に、26 ページ、27 ページ、介護保険事業会計につきましては記載のとおり、歳入決算額 13 億 4,913 万 1,000 円、歳出決算額 13 億 4,913 万 1,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に、28 ページ、29 ページ、診療所事業会計につきましては記載のとおり、歳入決算額 11 億 67 万円、歳出決算額 11 億 67 万円と、歳入歳出同額となりました。

以上で各会計の決算の概要につきまして説明を終わります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、本委員会の参考資料といたしまして、平成

19 年度の市税等滞納状況一覧表を配布させていただいております。後ほど若干の補足説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

●山本委員長 総括主幹。

●熊谷総括主幹 委員の皆様のお手元に配付しております、平成 19 年度市税等滞納一覧表につきまして若干ご説明申し上げます。

最初に、資料の構成につきましてご説明申し上げます。

各行は滞納理由でございまして、個人、法人、翌年度内、20 年度完納予定分と法人市民税に区分いたしまして、個人、法人はさらに市外、市内に区分しております。

また、各列は歳入科目別に記載しており、1 ページの市税から 3 ページの車庫貸付料まで 14 の科目に区分し、最後に滞納件数金額の合計を記載しております。

以上でございます。

●山本委員長 あとは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、説明に対する質問並びに大綱的な質疑に入りたいと思います。

角田委員。

●角田委員 とりあえず去年のですね、この決算委員会だと思うんですが、市税の滞納等に関する対策として北海道等の協力、連携の中で滞納対策を進めてまいりますということで、多分 1 期行われたと思うんですが、その連携の状況とですね、その成果と合わせて報告をお願いいたします。

●山本委員長 はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 ただいまの角田議員の質問にお答えします。

北海道との連携ということで、1 年間やってみました。主な活動は 2 つに分けられるというふうに、私どもは分析しております。

まず、一つは道のベテランの職員がこちらに短期

併任という形で、大体週に 1 回、月に 4 回から 5 回程度いらしていただいて、職員、徴税吏員一人ひとりのスキルアップということで、指導をお願いしているわけですが、そちらとしての士気の向上がまず図られたことと、差し押えが非常に進んでいます。

差し押えは今までもやっていなかったわけではないですが、形として見えるものが非常に少なかったところなんです。19 年度、今回の決算にしましては総体で 84 件の差し押えを実施いたしました。金額にしてみますと、319 万程度のものなんですけれども、その中にはかつて実施していなかった動産、不動産に関する差し押えも 1 件ずつ行いました。一番確実な差し押え方法として、預金の調査、26 件という預金の差し押えも行いました。この 26 件の差し押えをするためには、数百件、数千件の預金調査をしてございます。この中から 26 件ということで、確実に差し押えをして税に充当いたしました。

なおかつ、例年実施しているものなんですけれども、国税の還付金、こちらに関しても 56 件の差し押えを実施いたしました。今も現在、差し押えは北海道の指導により続けておりまして、今年にしましてはすでに 9 月現在で 32 件の差し押え、預金それから還付金、年金も 3 件の差し押えを続行中でございます。こういう形で実際その三百数十万円の差し押え効果なんですけれども、周りに波及している効果も非常に大きく、差し押えはやはり、なかなか税というのはできれば払いたくないという方がたくさんです。この効果によるものは非常に大きいんじゃないかと私も考えてございます。

もう一つなんですけれども、市民税、道民税というセットの形でいただいておりますので、それを担当である市が集めるというのが普通のルールなんですけれども、そうではなくて過年度の滞納になったものを今度は道の方に徴集をお願いするという、そういう制度もございます。そちらにしましては、去年ある程度まとまった件数をお願いしまして、その場ですぐ納付になったものですかと誓約したもの

ですとか、もちろん差し押えも実施したんですけれども、そういう形で 2 百万円程度の金額が形として見える形で納付になってございます。

道の支援に関するものは以上でございます。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 具体的にかなり取り組まれた様子が手にとりまして、また、北海道という夕張市単体でないというその中で公平性を保つ、当然義務として納税その他の支払いをしなきゃいけないということでの風潮をどんどん高めていただきたい。これは要望といたしますので、今後とも一つよろしく願います。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

ほかにございませんか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 それじゃ、平成 19 年度のまとめということで今、室長の方からも冒頭説明がありました。

それで、昨年 18 年度の決算委員会の中でも同様の質問もしていきながら、本市においては今、財政再建計画の中にありますので、そのことを頭に入れながら当然質問していかなくちゃいけない。ただし、やはり毎年毎年この部分についてやはり検証していかなければいけないのではないかとということを、昨年度の当委員会でも話をさせていただいています。

その中で、今回このまとめの中でもより以上の歳出削減に向けた知恵と、絞っていかなければいけない。これは当然のことながら、現在の計画に合わせた中でいろんな部分のありとあらゆる部分の歳出を削減している。さらには、市民の努力も逆にある中で、そういう部分も含めてとにかく歳入、歳出の徹底を今、されていますけれども、その辺の状況、平成 19 年度において確かにこの計画の中で歳入、歳出削減の部分、これはもう当然のことながらわかるんですけども、逆にこの収入増をどう図っていくのかっていう、この大きな部分の成果というか、この辺の部分が 19 年度の中では果たしてどうだったのかなと。この辺のちょっと検証を今日ちょっとしていきたいなと思いますので、まず、その辺ちょっと

ともしありましたらお聞かせいただければと思います。

●山本委員長 はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 収入増ということでございまして、高橋議員ご指摘のとおり、歳入、歳出両方を見ていくということでいくと、収入増を図っていくのにどういったことが必要かということは、常にまた歳出面と両面で考えていかなければいけないということでございます。

19 年度でございますけれども、再建計画に基づいて税率それから使用料のアップをしたものは、もちろんこれは当然計画過程で行ってきたところでありますが、その他につきましてもいくつかやはり我々の方でも歳出、歳入の増に努めてきたところでございます。いろいろこれまでも何度かやってきた、例えば不要物品の売り払いですとか、それから実際にそのホームページですとか、いろんな広告媒体ですね。公用車関係、ホームページ関係、そういったものに広告を入れていく。それからまた、財政再建に向けた取り組みということでいくと、夕張市にいろんな全国の地方議会の方、それから地方の職員の方が視察に参ります。我々の方としてもなるべくご説明して役立てていただきたいということもありますが、一方で職員体制も厳しかったりということの中で、再建団体として視察の有料化を図っていくというようなことなどを努めてきたところでございます。また、市庁舎の有効活用ということでいきますと、ご存知のとおり 1 階スペースの半分を地元の金融機関に店舗として貸し出しまして、使用料を得るというような形の市有物品、市有財産の有効活用というものを可能な限り努めてきたところでございます。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

それですとね、平成 19 年度の決算ですから、このあたりの部分、どこまで質問していいのかなっていう部分あります。それでいわゆるこの今、健全化法、これはまさに平成 19 年度の指標を今 4 つ、本市としても出されている状況の中で、その中でいろいろ

連結実質赤字ですとか、そういった部分も個々の赤字比率っていうのは出されているんですけども、それで将来負担比率の部分、これは最終的には本市にとってはこれ重要な負担比率の部分になってくるのかなと、一つの数字として出てくるんですけども、ただこれが正直なかなかこの将来負担・・・[マイク交換]

将来負担比率の部分なんですけども、この数値という部分がやはりなかなかこれ、私達もそうなんですけど、市民にとってもこの辺のじゃあ将来負担比率っていうのは果たして一体どういう部分な数値なのかっていう部分が一番肝心な部分も出てくるでしょうし、また逆にこの将来負担比率っていうのが今現在、本市にとってはまさしく再建計画中でありますから、逆に言うと当初組んでいるのは 18 年という、長期にわたった計画で組んでますけども、例えばこの返済計画を仮に今後これから指標を出す中で、来年度そして平成 22 年度に再生計画というものをこしらえていかなきゃいけないんですけども、その再生計画にも生かしていけるとするならば、例えばこの返済計画主体をもし大幅に、それは短縮になるのか長期になるのかは別としまして、例えばこの計画自体が大幅に少し変更になってくるとしたら、この将来負担比率っていうのも大きく変わってくると思うんですけど、この辺っていう部分のちょっと将来負担比率の部分、少し詳しくちょっと教えていただければと思いますのでお願いします。

●山本委員長 地域再生推進室長。

●畑山地域再生推進室長 将来負担比率についてのお尋ねございました。

これにつきましては、当然実質赤字比率ですとか連結実質赤字比率という、今、夕張市が抱えている 340 億とかいう形での赤字のほか、将来的に負担することとなるもの、まさにこの文字どおりを挙げております。

例えば、毎年度歳出で組んでいて、いわゆる三百数十億の中には入ってこない地方債の現在高、これについては当然毎年度歳出を組んで公債費として支

出していくものでございますが、そういったものですとか、それから例えば将来の退職手当ですとか、そういったものもろもろ含めた数字でございます。それを分子としまして、分母としては夕張市の税とか交付税、そういった標準的な一般財源の財政体力でどのくらいの比率があるかというようなものになってまいります。

これにつきましては、財政再生計画では直接その将来負担比率ということで将来に向けたストックの指標の部分ではあるんですけれども、再生基準のものには触れてこないところではあります。直接はやはり実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、こういったものを圧縮していくということを地方公共団体の財政健全化法に基づく判断比率として掲げられているところではあります。

ちなみに、早期健全化基準といういわゆるレッドカードじゃないイエローランプのところでは、一定の 350 パーセントという基準があるんですけれども、再生基準というところでレッドカードの部分でいくと、そういった将来負担様々なもの、ある程度それは予測していく見込みのものもございますので、それよりは実質の赤字比率ですとか連結実質赤字比率という明らかに赤字として見えてくるもの、この財政再生基準を減らしていくというような計画になっていくところであります。

議員ご指摘のとおり、将来的にでもやはり負担比率ということでどれぐらいのものがあるのかというものを夕張市の中、また市民、そういったところによりなるべく見えるような形で指標化していくというようなところが夕張市における眼目でございまして、将来的にその財政再生計画を着実に実行していくという中では当然、赤字圧縮、赤字解消を図られていけば将来負担比率についても一定の縮小はされていくというような形になってこようかと考えております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 今、答弁いただきました。

それで、再建計画の部分は 353 億、18 年というこ

の計画は、組んでいるのはもうご承知のとおりなんですけれども、当然その他にも借金というのは残っているわけですね。それらも踏まえた中での単純に今の計画でいきましたら、18 年経過したら単純に借金が終わるわけではないということも踏まえて考えていくと、それらを踏まえた中でのこの将来負担比率等々を考えたときに、果たして市民に対して今後どういう形の説明、この負担率の部分、一体じゃ夕張のこの将来負担比率というのは私も実際、今ちょっと聞いてて数字の部分とかもこうやって出されてはいるんだけれども、やはりなかなかピンとこない部分があるんですよね。

そのこともやっぱりきちんとある程度今、室長もお話あったとおり、指標というものはやっぱり明確に出していかなければいけないと思うし、あるいはこの辺の、その他にもやっぱり借金は残っているんだということの部分、これもきちんともちろん市民にもきちんとした説明もしていかなきゃいけない部分もあるでしょうし、この辺を今後、今日は平成 19 年度の決算ですから、特に今後のやっぱりこの健全化法再生計画に向けてどう盛り込むべきかっていう部分もきちんとしていかなきゃいけないのかなと思うんですけれども、その辺はちょっと要望で終わります。

それで、先ほど私、その収入増の部分。これは行政としての部分で事務事業を含めてどうだったんだっていう部分の質問をさせてもらって、先ほど答弁いただきました。それで、地域の全体論としましてこの地域の経済効果的な部分も当然大きな収入の大きな柱となっていくべきものだと、これは全体論ですけれども、ただそこで地域の経済効果、波及効果、これはかねてからの委員会等でも質問も出ております。さらには昨年、私も質問の中で地域の経済効果、波及効果についてはきちんとした数値を押さえておいたほうがいいんでないのかっていうことで、そのときに市長からの答弁の中で、これは大事な数字だということで、今後きちんと検証しながら数字も含めて出していくと、これは 19 年度においてのことで

すから、その辺を含めて、ただしあまり大枠な部分ですと質疑にならないですから、ちょっと的を絞っていききたいと思うんですけども、例えば観光行政という部分では今は大幅に縮小削減、ほとんどと言っていいほどもう今イベント事業というのはほとんどじゃなくすべて、市行政の部分ではウェートを占めてやっているものはないんですけれども、そうは言っても指定管理に任している、しかしながらそれぞれの建物、建物という部分ではすべて市の管理状況のものですから、やはりこれらを含めてイベントごと、あるいは滞在的な部分の効果、この辺の数字についてというのはある程度押さえているのかどうか。その辺、当委員会の中でちょっとお聞きしていきたいと思いますので、お願いします。

●山本委員長 高橋委員ね、その前に一点要望ありましたね。それは要望事項でよろしいんですね。

それじゃ、室長。

●畑山地域再生推進室長 地域の経済効果についてご質問ございました。

昨年度も同様のご指摘もいただいてまして、私どもの方からすると過去のいろんな経済効果として、市として出してきたものもあったのかもしれませんが、再建団体として市の方で一定の数字で効果を打ち出すというようなところが、一定の客観性というものが難しい中で、より厳密にいろんなことを見ていかなきゃいけないという中では、経済効果をなかなか出しにくいのではないかということはお話ししたんですけども、その中でもやはり言うてみればそこにどのくらいの人が入り込みしたのか。そういったものというものはおそらく、来たらばおそらく一日泊まるなり滞在して何らかのものを消費するというようなことはございましょうから、そういったことでいくと入り込み客というものはある程度市に入ってくる経済交流等々の規模を表すものであろうというようなことで、整理はしてございます。

平成 19 年度の夕張市の観光客の入り込みでございまして、115 万 1,754 人ということで、一昨年度ですか、平成 18 年度と比べて、対前年度比で

99.4%の微減ということとなっております。

様々なイベントにつきましては、高橋議員ご指摘のとおり、市としてイベントそのものに深く関与していくというようなことはしてはいませんが、指定管理者等々、それからまた民間の方での夕張の地域づくりのためということで主催いただいたイベントについての調整等々はしているところではございます。

そういった形でいくと、例えば 19 年度でいくと様々な季節の祭りの関係ですとか、それからスポーツ関係、そういったもの。それから、昨年度には NPO のゆうばりファンタの方で行われた映画祭等々で、そういった形である程度その再建団体になった以後もそういった様々なイベント、そういったものを市の取り組む市主体の財政支援、財政支出から離れた形で、場合によっては規模が縮小されたものもあるでしょうし、しかしそうは言いながら、一方でそれであればあるほど持続可能なものを目指していくという取り組みになってきているのかもしれないし、そういったこの 19、20 というのは過渡期の中の一部かなと思いますが、その中でも 18 年度と比べて観光の入り込み客数もほぼ 99.4 パーセントということで、なんとか維持しているというところがございますので、そういった推移も見極めながら、いろんな商工団体とか NPO 法人と連携を図って、こういった取り組みが夕張にとって今後とも必要なのか、また望ましいのかといったものを考えていきたいとは思っています。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 はい。

それで、昨年も先ほど言ったとおり質問させていただいた、今、平成 19 年度の観光入り込み者数ということで押さえていんですよ、一応。

先ほども言ったとおり、おおむねの部分の観光施設というのが今、指定管理をそれぞれ結ばれておりますから、経営全般については当然これはそれぞれの指定管理の方にお任せしている状況で、ここについてはもちろん我々としても口出すということには

ならないんですけども、ただ先ほども言ったとおりすべてが市のそこには施設ということもあって、そこにはやっぱり管理状況を含めて一定程度の数字というものはやっぱり押さえておかなきゃいけないんじゃないかということでいくと、例えば今、観光客の入り込み者数は 115 万何がしだったという部分あったんですけども、かねてから市長もこの滞在観光というものは大きな柱として添えてますから、そういう中でこの滞在人口の部分で見据えたときに、この宿泊人口というのはそれぞれの施設、今運営されますけど、どれぐらい平成 19 年度実績あったのか、この辺の数字というのはまず押さえているのかどうか一つ。

それと、去年は特に夕張支援のイベントが多々、大型イベントも含めていっぱい組まれたと思うんですが、それもすべて市のイベントではないよって言ったらそれまでなんですけども、やはりそれにつながる波及効果、連動効果っていうものは市の経済効果を支えていく上では大事な一つだと思うんです。その辺のやはり数値的な押さえというのは、やはりこれは行政としてしっかりと出していかなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけど、そのあたりも再度しつこいようなんですけどもお聞きしていきたいと思いますので、まずこの二点、絞ってお聞きしていきたいと思いますのでお願いします。

●山本委員長 室長。

●畑山地域再生推進室長 一点目ですね。宿泊関係ですけれども、夕張市の観光客入り込み数。

先ほど 115 万 1,754 人と申し上げましたが、その中の宿泊型の施設で、ひまわりですとかシューパロ、マウントレースイ、こういったところの合計が平成 19 年度で 9 万 4,626 名ということでございまして、その一昨年度、18 年度が 11 万 4,265 人ということで、約 83%ということになっております。この中でもただ一つ言えるのは、例えばふれあいという施設とか、そういったものでいくと平成 18 年度稼働していて 19 年度稼働しなくなったというようなところもございます。

そういった移動の部分はあるにせよ、やはり宿泊というところでいくと 18 年度と比較すると減少傾向にあるというところでございます。

あと、各種イベントの関係でいくと人数的に逐次そういったものを押さえているという状況ではないところでありますが、ものによってはイベントの中で、こういったイベントについてはこれぐらいの人数が来たというものを把握できるものもあるかと思いますが、今のところ手元でそういったおおまかな分析できるようなデータとか状況というものを把握していないところでありますので、その辺整理できるものは整理していければというふうには思っております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 今、一点一点の部分は整理できない部分というのはわかりました。ただ、こっから先はちょっと要望的な部分踏まえてですけども、いわゆる財政再建団体になったことで、この観光という一つの文字自体、キーワード自体がなにか禁句のような形になっているんだけれども、ただ現実としてやはり夕張の今の状況、建物もいろんなものも含めて考えると、やはりこの観光主体の部分というのはまだやっぱり今後の中でも、今日までも含めてなんですけども、夕張を支えている一つの財源には間違いないのかなと。

それは今、それぞれの指定管理の企業さんとも連携されて努力もされている状況だっていうのもあるし、市民のそれぞれの NPO 団体も含めてそれぞれ力を発揮をしてくれているっていうのも一つの大きな効果でもあると思うんですね。

ですから、これはやはり行政としてやっぱり大枠の部分で束ねていかなければいけない数値的な部分ですとか、すべてこれは指定管理に任せてる、市民の方に任せてるっていうことではなくて、やはり最低限度の数値的な部分というのはやっぱり、今後はいいい意味でこれは数値として出すべきものについてはやっぱりこれはどんどんどんどん、夕張の観光行政としてはこれだけの波及効果があるんだという観

点で出していく必要があるのではないかと思いますので、そのあたり、今後の要望踏まえて添えておきたいと思いますのでお願いします。

●山本委員長 今の要望でよろしいですね。

ほかにございますか。

はい、伝里委員。

●伝里委員 私はちょっと職員問題についてお聞きしたいと思います。

単年度収支で約 14 億 7,000 万円もの黒字を見込まれ、計画額より 3 億 7,000 万円以上もの赤字の解消が図られたことは、市民の 1 人として行政の努力を評価したいと思います。

この赤字解消額の中には、総人件費の 7,100 万円も含まれておりますが、これだけ計画以上に職員が減っているということは逆に市民の立場から言うと、7,100 万円もの行政サービスを受けられなかったのではないかということになると思います。

というところで、職員が減った今、この状況で今、職員の業務内容の実態はどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

●山本委員長 総務課長。

●寺江総務課長 行政執行体制の確保に関するご質問でございますけれども、伝里議員ご質問にあったとおり、総体の職員数でいけば現行計画、すなわち再建計画に示す数よりは下回っている状況にございます。

ちなみに、職員数の推移についてご説明を申し上げます。平成 18 年度、一般職員 261 名、消防職員 49 名、計 310 名であったものが、財政再建計画の策定、実行に伴いまして、平成 19 年度当初、一般職員 127 名、消防職員 38 名、計 165 名ということでございますので、対前年度の対比でいくとすでに 145 名の職員の減ということでございます。

ちなみに、平成 20 年度に入りまして退職者が出ております。現在の職員数でいくと一般職員 108 名、消防職員 38 名でございますので 146 名ということで、大幅に職員数が急激に減っていると、こういう状況であることをまずご理解いただきたいというふうに

思います。

ご質問にあるように、業務内容の精査についてでございますが、ただいま北海道とあるべき市の行政執行体制の確保に向けての協議を断続的に行っている最中でございます。

市といたしましては、各課より業務量あるいは業務内容に照らし合わせて必要職員数がどの程度になるのか、そういう数字もまとめ上げているところでございますが、秋に道と合同でこういう業務内容とこの職員指数の関連、こういった部分を中心的にヒアリングも行っているところでございまして、ただいま今後に向けての行政執行体制をいかに確保していくかという観点で道と協議中であるということでございまして、今後の職員数については再建計画との整合性等々も含めて、今まさに議論の真っ最中であるということでございますので、この部分についてご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

●山本委員長 伝里委員。

●伝里委員 先ほどもちょっと高橋議員の方から出ましたが、これから財政再生計画のほうを作成していかなきゃならないと。

この職員の問題も、職員の給与とか待遇改善ですよ、それについても盛り込んでいかなければ、職員の数はどんどんどんどん減っていくのではないかとこのように感じますが、その辺は再生計画の方に盛り込んでいくつもりなのかどうなのか、その辺のこともちょっとお聞きしたいと思います。

●山本委員長 伝里委員ね、19 年度の決算今やっていますから、20 年度の事業計画っていうのはまだこれから検討になりますので、それに今、総務課長の方からも補足説明で、その部分今、検討しているということでございますから、そういうふうにご理解をいただきたいなと思いますので。

はい、伝里委員。

●伝里委員 会計監査のほうの報告、まとめのほうにもありましたが、市民のボランティア活動が活発になり経費削減につながっていることはまったく

そのとおりだと思います。

今、本市の老齢化率 43 パーセントということになってますが、5 年後これは 50 パーセントを超えてしまうという現実があります。

高齢者の医療費が下がっていることから、高齢者ちょっと元気なことだと思いますが、これから安全安心に暮らせるふるさとづくりはしっかりと行政サービスがあつてこそだと思います。

市民が住み、自治体があるからこそ財政再建計画であることから、これから安定した行政運営のために重ねて職員の待遇改善を計画変更の方に盛り込んでいただきたいと、要望しておきたいと思います。

●山本委員長 要望ですね。

19 年度の決算を踏まえての要望ということで受け止めたいと思います。

そういうことでちょっとよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

はい、角田委員。

●角田委員 それでは、19 年の決算を終えて公共下水道事業会計、こちらなんです、使用料については改定し、2,700 万円の増収を得たと。

にもかかわらず、1 億 1,700 万円の一般会計からの繰り入れをして、均衡を図っているという状況があります。

これについてまずはどういう状況、こういう状況なんですけれども、それと合わせて下水道に関しては収納状況も極めて厳しい状況にあると。これらの一連の絡みについて、まずはご説明願いたいと思います。

●山本委員長 はい、総括主幹。

●小林総括主幹 下水道事業につきましては、財政再建のときに今まで繰り入れされていなかった 18 億円が繰り入れされたことによって、11 億の赤字がまだ発生しているという再建計画上の段階になっております。

下水道事業というのは、その性質上から先行投資が多い事業でありまして、当初、下水道の処理場や

管を、先に施設を作るということで、その建設費が非常に大きなものになっております。

それで、当初見込んだ観光人口につきましても当初 200 万人見込んでおりまして、それが昭和 61 年ぐらいから平成 12 年ぐらいまでは観光人口も 200 万人ぐらい来たんですけども、先ほど室長の方から説明ありましたように、平成 12 年度以降は観光人口が減りまして、昨年と今年では大体 110 万人ぐらいの、約半減しております。

それで、今後の下水道の収入の見込みもあまりできないような状態でありまして、下水道料金については今年 4 月をもって全道一にしまして、根室市を抜いて全道一にしましたけれども、収入については 7,500 万ぐらいなものですから、当初建設したときの企業債の返還の金額がありますので、それを返すには一般会計の繰り入れに今、頼っているような状況であります。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 11 億をとりあえず据え置いたとしても、単年度の収支においても均衡が図られない状況にあるというのが現状だと思います。

それで、先ほど高橋委員からも観光施設として夕張では流動人口も含めて 200 万人規模の施設を築いて、にもかかわらず、現状においては 110 万程度の人しか来ていないということが、この下水道会計の収支に対する均衡が図られない部分のウエートが大きいのではないかと。

私思うのには、これ以上下水道の使用料を各戸全戸に対して、さらなる負担をこれから求め続けても、一連のこれらの赤字解消には到底及ばない数字という考えからすると、特に観光施設等々の活用をさらに図っていくことも含めて、これは市長の政策にも関わってくるとは思いますが、あるものを活用するという中で維持していかなくちゃいけない。ある日突然下水道がどうにも収支が合わないのでやめるということにはできない状況にあると思いますし、当然残った借金も当然ある中で、やはり活用するということが前提であれば、まちをあげてやはり、かつて

は第三セクターである観光事業については一定の歯止めがかかったところではありますが、民間、市をあけて歓迎という意味合いでの行動はまた必要なのかなと。この数字を見ただけでも必要なのかなと思われる。

そこで今、担当課の課長の今年度の評価として言われていた、今後の課題については今言った課題があると思いますので、この辺を精査しないことには到底解決ついていくものでない。

19 年度の会計についてこれらの数字を見た中で、今後行政に対してこれらの活用法を含めて、その施設を有効活用することによって、夕張市に多くの人を迎えられることによってそれが成り立つんだということを踏まえて考えていただきたいと。

今年度の収支については、今、課長の報告にあったところで良しといたします。

もう一つ、滞納者、収納状況についてもかなり厳しい状況が示されておりますが、これらの取り組みについて、もう一つ伺いたいします。

●山本委員長 角田委員、前段の部分はもうあれで質問よろしいですか。

要望ということですね。そうですね。

それじゃ、収納問題について。

はい、総括主幹。

●小林総括主幹 収納の対策については、給水停止なんですけども、給水停止につきましてはその対策としまして、今まで 6 ヶ月以上 2 万円以上の滞納者に対して給水停止の予告を出すということで行っていましたが、上水と下水一緒なものですから、今同じようなことで答えているんですけども、それで今回は 3 ヶ月以内ということで、滞納の金額が大きくなならないような対応をするということで行ってきております。

給水停止の回数につきましても去年と同じような状況で行っておりまして、給水停止対象者件数は昨年 29 件で滞納額 280 万円に対して、40 万 1,000 円が納入されたという、そういう給水停止の条件もやっております。それで応じなかった 4 件に対しては

今まで給水停止をかけました。そのうち 3 件は今現在も給水停止ということでやっております。

今後、下水道の事業の会計としましては、今年度また民間委託を取り入れまして、今まで民間の優れたところを取り入れまして、その経費の節減に取り計らっているところであります。

それと、当初財政再建計画では 5 年に一度の下水道料金の改定を見込んでおりましたが、先ほど角田議員さんのご説明のとおり、その収入についての割合も今、全道一でありますので、これ以上上げてその収入を図るということは今のところちょっと難しいのかなってということも考えております。

あとは、下水道についてはいろいろ減量化というか、搬出している下水道の産業廃棄物などについてもいろいろ検討しておりますが、その技術的なものがあまり優れているものがないものですから、下水道の減量化については建物を一緒に作って、その建物を作った成果をもって一緒に取り組んでいこうというような考えの、そういう減量化に対するような考えの政策があるものですから、それについてはうちの下水道の処理量が市の 3 分の 1 というのもありまして、なかなかそれに取り組むことはちょっと今の段階では無理なのかなってということを考えております。

●山本委員長 角田委員、理解できましたか。

はい、角田委員。

●角田委員 大変難しいのはよくわかりました。

それで、いわゆる下水道を使っている中で一軒一軒、一世帯一世帯ということの利用もあれば、いわゆる大きな施設として大量に使用するところもあって、その中で前年であれば三セクの破綻によりという理由があったりもした時期もありますね。そういう主だった理由があるのかなってという意味合いでお尋ねしたわけで、主だった理由ではなくてどうにも慢性的な状況にありますよってということであるのであれば、これは今言った対策で済むんですが、こういうこととこういうことがありまして、実はこの部分のまだ収納がされていないというところがあるのか

なという意味合いでの質問でありますので、そこら辺ちょっとあれば明確にお答えしていただきたいです。

●山本委員長 総括主幹ね、今、19 年度の決算報告ですから、委員会ですからね。19 年の状況をよく説明してあげて。そこら辺をやらなかったらかなりごちゃごちゃになっちゃうから、そこを整理してちょっと説明してください。

はい、総括主幹。

●小林総括主幹 19 年度の決算では一応業績不振という事業者関係で、滞納者の今回あげましたリストにも載ってるんですけど、5 件で 450 万程度あります。

それと今、裁判所で破産の手続きをしております 18 年度の滞納分で、これは観光開発と歴史村関係の分で約 420 万ほどあります。両方合わせますと 880 万ほどありまして、滞納額 1,130 万のほとんどこれらが占めております。一般家庭については 240 万ぐらいですか、そんなもんであります。それで、その影響は非常に大きいところであります。

●山本委員長 いいですか、はい。

ほかにございますか。

はい、正木委員。

●正木委員 市場事業会計のことでちょっとお聞きいたします。

当初の予算では、繰入金 2,897 万 5,000 円ということを計上して予算組みしておりましたが、アスベスト工事等の補助、発展基金等のめどがつき、借入金ゼロと決算なっております。

ゼロと決算しておりましたが、再建計画による繰出し基準に基づく繰り出しはなかったのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

●山本委員長 室長。

●畑山地域再生推進室長 正木議員ご指摘のとおり、アスベストの工事の関係で発展基金、それから国庫補助金、そういった財源を模索いたしまして、そういった財源による組み替えが可能になったということで、一般会計からの繰り出しはしていないと。

一般会計からの基準分の繰出しというところも、今回そういった事業をやっていく中で、そういった繰り出しせずに市場事業会計が均衡していくというようなことから、今般は一般会計からは繰り出しはしなかったということでございます。

●山本委員長 正木委員。

●正木委員 一般会計からの繰り出しはなかったということ。

それともう一つは、本年は昨年の繰越分が 9 万 2,000 円と計上されておりますが、今後の収支に関しては問題はないのかどうか、その辺もちょっとお尋ねいたしたいと思います。

●山本委員長 正木委員、それ 20 年度。19 年度は今、残になっているんだけど。

20 年度の今、質問ですか。

取り消しますか、はい。

健全な運営、対応をお願いするということでしょう。

ほかございますか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 これは毎年この委員会で出されるんですけども、平成 19 年度の若菜の貸地料の関係の問題なんですけども、毎年この場面で聞いていかなければいけない問題の一つとして、また整理もそろそろしていかなきゃいけない大きな、ずっと引き続いている課題の問題でありますから、まず平成 19 年度のこの課題整理ということで、どういう形で動かれてどういう効果があったのか、この辺まずお示しいただければと思います。

●山本委員長 総括主幹。

●熊谷総括主幹 ご指摘の若菜地区の供託ですけども、振り返りますと平成 9 年の 8 月 14 日から始まったことで、すでに 11 年目という状態になってございます。

当時 45 人、60 筆の方が民法 494 条により地代弁済供託を開始しまして、途中でいろいろな事情により解除される方がいたんですけども、18 年度末の時点で残っていたのが 25 件の 33 筆でございました。19 年度の成果といたしましては、解消された方が 11

件、12 筆で、金額にいたしまして 637 万円程度が供託解除されました。

その後、20 年度についても精力的に説得をいたしまして、現在まで 20 年度で 13 件、20 筆の方が解除されまして、1,330 万円程度が納付されております。

現在、今の時点で供託を解除されていない方は、1 件、1 筆となっております。

まず、19 年度に入りましてからは個別に訪問いたしましてということでご報告しておりますけれども、解除に向けた説得を行いまして、話し合いを重ねてまいりました。

未だに 1 件、1 筆が未解決となっておりますが、今後とも供託解除に向け説得を続けていき、また未納額の解消を図っていきたくて考えております。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

大きな成果、効果というか、そういったものが出てくるのではないのかなと思います。

若干まだ残っているようではございますけれども、今ご説明あったとおり、ご答弁あったとおり、平成 9 年から続いてもう長期にわたってこういう問題繰り返しているんです、これは毎年毎年言わしていただいているんですが、毎年もちろん市行政の方でも努力は積み重ねての結果が今日までできていると思うんですが、ただもうそろそろこの部分クリアしていかなくやいけない問題整理だと思いますので、あと一息だと思いますので、そういう部分では今後の課題になるかと思いますが、この辺、整理含めてお願いしたいと思います。これ要望踏まえてお願いしたいと思います。

●山本委員長 総括主幹ね、貸地料の供託はしたら全部入ってきているということ。前にあった供託金ありましたよね。

●熊谷総括主幹 入ってきております。

供託として土地を借りている方が主張していた金額を供託しているわけなんです。

そちらに関しては、1 件 1 筆を除いた金額が 19 年度、20 年度合わせて 1,970 万円程度が入ってきており

ます。

ただ、向こうの方が主張している金額と、それからこちらが貸地料として請求している金額には差がございますので、それに関しては分割納入という形になっております。

●山本委員長 もう一回確認するけど、供託金 18 年度末現在でなんぼ供託あったの。19 年はなんぼあったんですか。ちょっと数字あわないと思うんだけど。

はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 委員長の質問にお答えします。

18 年度末で供託をしておりまして、法務局に預けてある額が 1,927 万で、現在は 82 万 7,000 円となっております。その差額が解決したということになります。

●山本委員長 そういうことでよろしいですね。

はい、ほかにございますか。

はい、角田委員。

●角田委員 それでは市税収入について伺いたします。

本市の少ない税金、予算に至る経過概要も含めて、市税や使用料の自主財源が厳しいという大変少ないという評価をしている中で、約 9,800 万円、約 1 億に近い市民税を含む税金が落ちているという今年度の決算が出ております。

これらのまず評価、なぜそういうふうになっているのかという説明を、まず求めたいと思います。

●山本委員長 総括主幹。

●熊谷総括主幹 お答えいたします。

一番大きなものは三セクの破綻によります固定資産税が一番多く、滞納という状況になってございます。

固定資産税の現年度に関しましては、純固定資産と呼ばれる都市計画税の入らないものなんですけれども、18 年度の収納率が 87 パーセント、そちらが 19 年度が 85.1 パーセントまで落ち込んでございます。こちら三セクにかかわるものが大体 1,700 万円ほどになるかと思います。滞納に関しては、まず固

定資産税が一番多いのはこちらということになります。

それと税源移譲がございまして、税を取り巻く環境が非常に変わっております。

個人市民税の税源移譲により分母が大きくなったものに対して、収納率というのは変わってないという状況なんですけれども、当然大きな事業所を抱えて、特別徴収によりほとんどの市民税を収納している都市というのは有利でありますけれども、夕張市は個人の方が普通徴収で納めているという状態が多くなってありますので、率としては同率でございしますが、分母が大きくなっているんで、滞納としては多くなっていると、そういう状態で、それが主なものということになります。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 三セクに与える、三セクの影響という滞納の部分ですね、それはね。

滞納部分が増えたことで最終的には収入が減ったんだという説明でよろしいんですね。

●山本委員長 よろしいですか。そういうことで。

はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 19 年度の末の状況としてはそのような状況になります。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 このところ、人口動態調査等の市の人口動態の中で、いわゆる労働世代、若年層の流出が目立つ。当然労働ですから、それぞれ賃金を得て夕張市にもお金を納めていただいた方々が本市を後にして転出されていくということも含めて危惧しておったわけですが、その辺の影響というのは顕著にはまだ、19 年については精査されてないということではよろしいのでしょうか。

●山本委員長 総括主幹。

●熊谷総括主幹 今回お示ししております滞納状況一覧表の中にも、私自ら、自分から滞納状況についてあつたんですけれども、やはり会社がなくなったという、三セクにしてもなくなった方が市外に出られているという方が非常に多い状態です。

当然、収入がすぐなくなるわけですので、市民税の滞納というのはこの中に非常に多く、その市外の中に生活状況がおそらくよくないんだろうということで、含まれている方はたくさんいらっしゃると思います。

●山本委員長 角田委員ね。理解していないようなので、もう一回質問してあげてください。

●角田委員 確かに滞納も税収減にはなる項目だと思います。

ではなくて、それもそうなんですけれども、税収の落ち込み、約 1 割近い落ち込みについて、収入が減ってますねと、だから納める人も減ってるのかなという意味合いで、私聞いているんですよ。

納められなくて以後ストップした人もいる。それは当然ですよ。けどもいわゆる労働世代が出て行くことで、月々の給料から夕張市に引き落とされていた部分も含めてかなり減ってるのではないかと、ということを危惧した中でご質問してますので、その辺の部分あれば。

●山本委員長 わかりましたか。

はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 税収そのものが減っているということは、こちらの 19 年度の決算の状況ではないわけなんです。

18 年度の市税の収入額トータルで、9 億 3,800 万の税収がございまして、先に申し上げたとおり税源移譲によるものですとか、こちらの税率の改定によるもので、実際は 1 億 2,200 万の税金が税収としては収入として増えております。上がったもの、減ったもの、いろいろな原因があるんですけれども、そちらを分析しますと増加で一番多かったのはその税源移譲によるもの、個人市民税が 9,247 万ということで増加になってございます。

法人市民税に関しましても、法人の連結決算による増加ですとか、ダム、高速道路関連の企業の増加によるそちらの税収の増で 2,000 万円ほど伸びております。

ですけれども、市の国有資産ですとか道有資産の減少、もしくは評価額の減少による減額によって

970 万円落ちていますですとか、ご指摘のとおり一番人口の減少による減が一番現れているのがたばこ税でございまして、423 万円ほど減額になっております。

また、入湯税など新設科目もございましたので、これら含めて、増減含めて 1 億 2,200 万の増加がありまして、市税の収入額トータルとしては 10 億 6,179 万 9 千円ということになって、19 年度の決算を終わっております。

●山本委員長 総括主幹ね、角田委員が今聞きたいのは、当初予算 11 億何がしてありますよね。それが最終的には 8,000 万ぐらいに落ち込む、その理由がなんなんだっていうことを、角田委員そういうことなんでしょ。

もう一回説明してあげてください。

●角田委員 税源移譲等でいろいろ評価が変わったことで、夕張市にとってこの自治体にとっていい部分、プラス材料がたくさんあった中で、こういう一連の決算を迎えた中で、実際は三セクにいた方々も含め、役所の方々の大量退職も含め、その他の企業倒産も含め、ということのこの本市としての現状を知りたいと思ったんですよ。いわゆる労働世代の納税状況が随分環境変わっているのではないのかなというところをお聞きしたかったわけです。

8,000 万減額した理由を、主だった理由でかまいませんので。

●山本委員長 総括主幹。

●熊谷総括主幹 ご指摘のとおり、個人市民税の減額によるものが非常に大きいです。

先にご説明したとおり、法人市民税によるものは増額になっておりますので、予算を作る時期というのは例えば個人事業主の方の決算はまだ終わっておりませんし、その状態の時にはまだ三セクも破綻しておりませんでした。市の職員の大量退職も見込めない状態でした。そのものが個人市民税の減となつて、こちらの数字に顕著に表れております。

●山本委員長 それでわかりましたね。はい。よろしいですか。はい。

ほかにございせんか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 本町の土地区画整理事業のことでちょっとお尋ねしておきたいんですが、これ担当、今建設課になるのかちょっとあれなんですけれども、先般、区画整理事業が一応解散式も終えたという話も聞いておりました。

それで、あくまでも今日は平成 19 年度の決算でありますから、ただそうは言ってもこの区画整理事業の事業過程につきましてはもうご承知のとおりそれこそ長年にわたって本町再生につなげるためのこの区画整理事業として、市行政も本町の当時の区画整理の方とタッグを組みながら、行政からも出向等もしていきながら、予算も付けていきながら今日まで推進されてきたという経過であります。

そこで、その後、財政再建団体になってからまったくこの区画整理事業の経過過程というものが、これ委員会の中でもそうなんですけど、そういった部分でも報告なかったものですから、現状を見ればそのとおりだと言われたらそれまでなんですけども、一応一定の方向性、ちょっと後ほど予算の中でも款、項、目でかわってくる部分が出てくるんですけども、若干ですけども予算も発生している部分もありますので、その辺、平成 19 年度の経過過程踏まえて、これ担当、今どちらの方で押さえているのかちょっとあれなんですけども、その辺の平成 19 年度の実績報告含めてご答弁いただければと思います。

●山本委員長 どちらで対応しますか。建設課長。

はい、建設課長。

●細川建設課長 ちょっと時間いただきたいんですけども。

●山本委員長 はい。答弁調整のため暫時休憩いたします。

そのほかになにかまだございますか、今の質問以外に。

はい、それじゃ先に島田委員の質問を受けます。

●島田委員 昨年、19 年に実施されました福祉灯油の件なんですけれども、12 月議会で新山議員の質

間で福祉灯油が実現したと思っております。

それで、財源としまして国、道の支出金、あと足りない分は寄附金を用いた格好で行われたと思うんですが、19 年度の決算、民生費全体を見ますと 1 億 6,000 万ほどの不要額が発生しているんですね。

その部分で、金額で言ったらわずか 300 万ほどの金額なんですけども、この不要額が今聞かされるとこれだけの不要額に対して、なぜ福祉灯油に寄附金を使用しなければならなかったのか、その辺ちょっとご説明いただきたいんですが。

●山本委員長 はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 島田議員ご指摘の件でございますが、年度の財政運営をしている中で最終的に不要額がいくら出るかという確定というのはなかなか見極めが難しいところでございますし、特に民生費、額がでかいといいつつも、これについても不足していくということになると市民生活そのものにも深刻な影響が出るという中でいけば、そもそも寄附金というのは高齢者のためとかいう形でより多くの方々から特に高齢者関係ではいただいているところも多いので、そういったもの。

それからもう一つは、当然、補助金等の特定財源があればそれをいかにうまく活用していくかということも財政運営上必要なところでございまして、北海道のそういった補助制度があるという中で、そういった制度を活用しながらやっていったというところでございます。

●山本委員長 わかりました。

はい、島田委員。

●島田委員 としましたら、やはり決算というのは 3 月 31 日を過ぎて本当に確定しないと、おおまかな数字は出てこないということになるんでしょうか。

●山本委員長 はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 決算そのものは、3 月以降も 4 月、5 月にいろいろ収入していくものとか最終調整していきます。

そういった出納整理期間もございますが、通常その民生費全体で例えばかき集めれば 1 億数千万円の

不要額出たといいつつも、その民生費の中でも事務的なものを使っているものもあれば非常に義務的なものに使っているものもあると、様々な構成要素それぞれありますので、それを確実に浮くだろうと、この部分はと。しかも、それが確実にある程度のロットが見込めるだろうというようなところというのはなかなか難しいところもございますし、また実際に財政運営をしていくに当たっては、予算の中で組み替えなり何なりをしていく中では、ここでいう款とか項よりももっと下のレベルでの運営であれば、予算の流用というのはできるんですが、そういったところでいくとおいそれと、ここは余っていきそうだから、まったく民生費だからまったく別のところからポツと持ってこようというようなものを、そういった性質のものではないということをご理解いただきたいなというふうに思っております。

●山本委員長 よろしいですか。

建設課、まだ答弁できませんか。

まだ、協議中ですね。

はい、それじゃ、ほかにまだ質問ございますか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 その間、診療所事業会計のことでお聞きしておきたいと思います。

これもちょっと大綱的な全体論の質問としてとらえていただければと思いますけども、いわゆる旧病院事業会計の当時の残っていた借金というものも今、整理をしていかなきゃいけないという状況の現状の診療所会計でありますから、これをするあれをするということではないと当然思っております。

ただ、これは今後の課題にもつながっていくんですけども、今、診療所の部分をいろいろ改修等を含めて、どうしていかなきゃいけないっていう議論も市長を先頭にされていると思います。

それで、あくまでもその一歩先を踏み込んでしまうとちょっと今日の質問にはなじんでいかない部分もあろうかと思っておりますから、あくまでも平成 19 年度の事業会計を終えたということ、整理を踏まえた中で、課題整理を踏まえた中でやはり建設等々踏まえ

て見込んでいくために、この診療所事業会計のこのあり方を、平成 19 年度の状況を踏まえた中でどうとらえていこうとしているのか、そのあたりちょっと、あくまでも平成 19 年度の部分を整理した中での部分でお答えできればお答えしていただければと思いますので。

●山本委員長 はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 診療所事業会計の事業会計そのもの、性質そのものにまで踏み込む本質的な部分だと思うんですけども、財政再建団体入りするに当たっては、その診療所そのものにつきましては民間の指定管理者による運営ということで、この事業会計そのものは過去の病院の職員の退職手当とか、それから過去の病院事業債の償還に充てていくという、言ってみれば残りのものを管理していくような会計的色彩が強かった。現に今もそういったものが強い会計であることは確かでございます。

ただ、実際に診療所のあり方をどうしていくか、特にそこで財政的な支出が絡んでくるということになると、この会計を通してということになってよいかと思いますので、そうするとその診療所事業会計そのものを単なる管理会計、管理的な債務管理会計的なものではなくて、ある程度そういった必要なものについて通していく、ひとつのまさしく事業会計というような色彩というのも、今後の検討にもよるんではと思うんですが、出てくるのかなとは思っております。

ひとつ総括的に言えば、診療所のあり方を考えていく中で、その歳入歳出いろんなものが出てくるときには、一般会計からの繰り出しも含めてこの診療所会計を通すということになろうかとは思っております。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 まったくそのとおりだと思います。

あくまでも今は残るもの、いわゆる旧市立病院当時のものの残債整理を踏まえて、今、そういった病院では整理していく会計上残しているものだと思うんですが、ただやはりそうではあってはいけないと

いうふうに私も思うし、管理会計上やっぱり一つの事業会計、生きる部分での事業会計として、これからやはりやっていかなきゃいけないのではないのかと思いますので、これ以上の病院の建設云々になると、これはまた別の形の中で質問していかなきゃいけないと思いますので、この会計上のシステムの部分で今後も含めて、この診療所会計の部分をつたう残債部分だけでの会計に終わらずに、今後、将来夕張にとっては診療所のあり方踏まえて、生きる形の中でこういった会計を処理していただければと思いますのでお願いします。

●山本委員長 要望でよろしいですね。はい。

ほかにございますか。

はい、角田委員。

●角田委員 職員の執行体制の中で、グループ制を導入して工夫を進めてまいっているということで実行してきたわけです。

それで、グループ制導入により残業時間等の職員の軽減措置がなされているのか、現状まだスタートしてそれほど時間たっていない中ですのでなかなか今の段階では評価しにくいのか、一応経過概要の中ではグループ制導入などに対応してまいりましたということでの一定の評価があったかのように受け取れますので、時間としてその辺はどのようにとらえられているのかなというところでお伺いいたします。

●山本委員長 総務課長。

●寺江総務課長 議員ご指摘のとおり、グループ制については本年に入ってから導入したという制度でございます。

職員が急激に減ったということは先ほどご説明の中で申し上げたとおりでございますが、この職員が大幅にあるいは急激に減った中で、どう機動力を生かして相互協力をしていく中で行政執行をしていくかというのは大きな課題でありまして、それを目的に導入したという経過がございます。

しかしながら、職員の定数が、絶対数がここまで減るとなかなかこのグループ制導入の効果といえますか、それがこの短期間の中ではなかなか評価でき

得ないものがございます。

したがいまして、時間外勤務の状況一つ見ましてもなかなか厳しい状況になってございまして、このグループ制のあり方をさらに 1 年経過する中で総括をしながら将来に向けてどういう機構体制であるべきなのかも、定数とともに論じていく必要があると、このように認識しているところでございます。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 急激な職員の減少とさなかに取り組んでる事業でありますので、なかなか一定の評価を数字で出すようなものではないというのは私もよく理解をしておりますので、ぜひこれからも工夫されてスムーズな行政運営ができるように、また職員の方々の負担が少しでも軽減されるように、課長を先頭にアイデアを出していただければと思っております。

要望です。

●山本委員長 はい。

ほかにございますか。

はい、正木委員。

●正木委員 関連すると思うんですけども、平成 19 年度の派遣職員というか、応援っていうんですか、東京都とか春日井市とか民間の銀行さんからも来ているとか、そういう人数的な数はどのくらいになるんですか。

●山本委員長 はい、総務課長。

●寺江総務課長 北海道庁から 8 名、東京都から 2 名、春日井市から 1 名、銀行関係から 2 名の計 13 名でございます。

●山本委員長 よろしいですか。よろしいですか。

はい、正木委員。

●正木委員 嘱託っていうか、そういう人数的なことは。

●山本委員長 正木委員、正規職員でなく嘱託職員の数ということですね。それは臨時も含めてですか。含めて。

●寺江総務課長 ちょっと時間をいただきたいと思います。

●山本委員長 はい。

ちょっとお諮りしますけども、まだまだこのあとあるようでございますから、ちょうど今、答弁調整も出てますから、午前中の質疑はこれで打ち切って、午後 1 時から委員会を再開したいと思いますので、昼食休憩にいたしたいと思います。

1 時まで昼食休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

●山本委員長 それでは、午前に引き続きまして会議を続行したいと思います。

この際、午前中答弁調整のために中断しておりました、建設課の方から報告を受けたいと思います。

区画整理の関係で。

はい、建設課長。

●細川建設課長 区画整理事業についての高橋議員の質問にお答えいたします。

区画整理事業については、平成 13 年 11 月 27 日から平成 21 年 3 月 31 日までの事業期間で、夕張土地区画整理組合が事業主体となって事業を取り進めてまいったという経過がございます。

市も平成 18 年まで区画整理の推進室を設けまして、事業推進を支援した経過がございます。

そういった中で、平成 18 年、法の下での財政計画の策定において区画整理事業、18 年事業をもって市の支援部分については完了させ、組合事業について業務委託費を最終的に補助金、負担金として繰り出すこと、支出することをもって組合事業への支援については打ち切ることとなった経過がございます。

19 年については、組合事業で実施しました本町通線、一部は市道の公園通線も含んでおりますけれども、これらについての技術支援、事務支援について人的支援を行ってきたところでございます。

これにより、平成 19 年度においてすべてのハード事業が完了しているということとなっております。

平成 20 年度については、最終的に組合の清算業務として清算金の徴収、交付のみの事業となっております。そんな中で、道組合事業の関係において市が事務的に道への進達業務を実施しているところであります。

去る 10 月 28 日に組合の清算総会が開催されましたが、清算も無事に終了し、今後、道からの解散同意書を受けて、21 年 3 月には組合を解散する予定と伺っているところでございます。

以上です。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 この区画整理事業の今、答弁ありましたとおり、平成 13 年度から長期にわたって市も一体となって支援事業として組合の皆さんと一体となって取り組んできた。その経過をたどっていくとその時その時の、当時当時の担当課及び当時の常任委員会等で一定の報告も受けながら、いろいろと事業も我々も計画方向性含めて見極めてきたところでございます。

それで今、お話しあったとおり、18 年度の段階で一定程度の事業、ハード面も含めて終えたということなんですけども、やはりまさしく答弁のありましたとおり、財政再建になったことでどうもこの区画整理事業の部分がちょうどいみじくも平成 18 年度の段階である程度整理事業の部分は終えたといえども、やはりまだ積み残っている課題の部分、整理しなきゃいけない部分、後ほど款項目の中でちょっと質問もしようと思ったんですけど、清算金の部分の発生も、いずれにしても 19 年度の中で発生金として発生してるわけですから、そういう部分でいくと市としてのこの一定程度の区画整理事業としての総括、まとめの部分がまったくこの一年の中では見えてこなかった部分の現状にありますので、その辺をちょっと具体的に述べていただきたかったなと思うんですよ。

というのは、委員会等でもこの区画整理のことにについては一切報告も今日まで、少なくともこの 1 年半の中ではなかったわけですから、それまではある

程度の方方向性ですとか報告っていうのはきちんとされていたんですけども、財政再建団体になったからといえ、この事業が打ち切りになったとかそういうことではないですから、その辺の方方向性を含めて 19 年度の総括的なまとめを市としてどういう方向性でまとめきれているのか、その辺をちょっとお聞きしたかったんですけども。そういう観点でどうでしょうかね。

●山本委員長 19 年度の事業経過を説明してもらいたいということによろしいですね。

はい、建設課長。

●細川建設課長 18 年度再建計画策定時に私、室を任されていたという状況でなかったものですから、その辺はちょっとお答えにくいんですけども、一応その引き継ぎの中では 19 年度市の支出については最終的に画地確定、換地処分の測量委託費をもって完了すると。残っている事業については、その再建計画の中で市の事業については道の事業に取り組んだ中で調整を図った。そういう中で進めてもらいたい。そういう中身で引き継ぎを受けてる中です。

事業については、その組合の方から体制が室がなくなると。そういう中で今後も継続して事務支援、技術支援についてやってくれるのかと、そういうことで非常に心配もされたんですけども、市としては事業完了までは基本的に事業支援していくと、そういう形の中で取り組んできた経過はございます。

●山本委員長 高橋委員、いいですか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 19 年度の部分ですから、これはどうだあだということは聞くつもりはないんです。

ただ、課長の答弁の中でもその段階で自分が担当していない云々ではなくて、やはり行政として少なくともこの区画整理事業を最後まで見守るという責任の部分でいきますと、やはりそれは建設課の方で引き継がれているのであれば、やっぱり当時の背景を踏まえてどういうふうこれを終着していくのかということ、きちんと最後の部分までやっぱりきちんと、この解散したのなら解散したという部分も、

これはちょっと 20 年度の部分に差しかかる部分ありますけども、すでにこうすべての事業がある程度一定程度終えたということであれば、その報告すらも議会のほうにはなかったもんですから、そういう経過をたどっていくと、まあ今日はこれ決算委員会でありますからあまり先突っ込んだ部分は聞けないにしても、少なくとも 19 年度のじゃあ成果、方向性含めて、その辺のまとめという部分はやはり担当課としてその辺の見解をもっていったり然りなのかなという部分はあるもんですから、その辺をちょっとお聞きしたかった部分がありました。

それと、先ほど観光云々のちょっと話の中で、まちとのこの波及効果云々の話、これは推進室と絡んでくる部分ありますけども、本来この当初、これは夕張市全体の商店街にかかわる問題なんでしょうけれども、特にこの本町の土地区画整理は当時の背景でいきますとやはり夕張の再生を担って、もちろん街並み形成というのは大きく変わりはしました。この数年間の中でも。特に再建団体になったことで歴史村というものも大きくすべて縮小、削減、廃止ということになりましたから、その連動性という部分はつながらないにしても、ただやはりこの辺の波及効果が、じゃあ一体この辺の街並み整備とどういうふうな行政として効果をもたらした部分になげられたのかどうか、その辺は少なくともやっぱり行政のまとめとして、これはどこで担当課がおさえるのかっていうのはちょっと私の方ではあれですけども、そういった部分含めて総体的にまとめの意見がほしかったなという部分での主旨の質問であります。

●山本委員長 長期間にわたってこの区画整理事業を行ったという、総括を含めての市としての考え方を聞きたいということによろしいですか。

そういうことによろしいですか。

そして、最終的には 20 年度をもってこの区画整理事業は終了という格好になると思いますので、その辺は省いてでも今までの経過ということですね。

これは再生課も絡みますか。どうですか。

はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 区画整理事業そのものの事業というのは建設課ということでしょうけれども、まさしく区画、街並みが変わるという意味でいくと、それが特に本町地区ということであればホテル、それから様々な商店街があるということとひとつ、清水沢も含めた意味でも、まちのひとつの北側の拠点でもあるというような状況であります。

実際、議員ご指摘のとおり、さらに北側にある石炭の歴史村、そういったもののあり方も変わっていく中で区画整理をしていったということですが、端的に申し上げますと、おそらくひとつあるのはまず大体夕張市に来て、市外から来る人というのはいろいろあってもやはり歴史村を見ようとか、それからその近くのホテル、この一体となったシュエパロそれからレイスイまで広がる部分もあるんでしょうけれども、そういったところの中核としての街並み、そういったものを歩きやすいなり見やすいなりというようなことが、様々な夕張市、いろんな状況にある、厳しい状況にあるけれども、ある程度新しいというか歩きやすいというようなことでいくと、当然市としての、もしくは市それから組合そういった様々な商工団体等々含めた中で、呼び込むという意味での整理、そういった意味での拠点が一つ。

全体でいけば商工業者そのものの数の推移というのも厳しい状況にあるんでしょうけれども、言ってみればそういった意味でいくと本町地区そのものの現状の魅力そのものを減じないような形で新しく見せていくということの意味では、今後こういったものをベースに本町でいろんなことができるのではないかと。

また、例えばイベント等々でもこの本町の街並みを活用したようなイベントというのも開かれるというような状況にもなっておりますので、そういったことからすると今後の夕張市、財政上も厳しい中ではありますけれども、人を呼び込む、呼び込んだ人が訪れる場所、歩く場所という意味での本町地区の整備への今後のひとつの整備、平成 13 年からではあ

りますけれども、できたのかなというふうにその地域再生というか商工関係の我々の街並みのほうでいけば思うところであります。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 いずれにしても本年度の段階での解散式になってますから、この部分については今この場では聞けない部分もありますから、ただ一応先ほども言ったとおり長年行政とタッグを組んで、本町の組合さんの方とタッグを組んでやられてきた事業で、いわゆる大きな予算をかけた中で、ましてや市のほうも人員派遣も含めて人力的な支援も含めて、そういった部分で一体となって取り組まれた事業でありますから、これは何度も言うとおり再建団体になったからどうのこうのは別として、やはり一定程度のこの辺の整理といいましょうか、そういった部分というのはやっぱりきちんと見届けていく意味でも、その先の部分はまた今日の中ではちょっと質問できない部分はありますので、これまでにしておきますけれども、いずれにしてもその辺を含めてそういう観点で質問しました。

ですから、そういった意味で平成 19 年度まとめどうだったんだということでしたので、そういう意味でとらえていただければと思っております。

それとまた、商工団体なり組合ともこの先も含めて厳しい現状ではあるけれども、やっぱりタッグを組んでがんばる。まさしくそれもそのとおりだと思いますので、組合の部分のハード面云々はすべて終わったとはいえども、やはりじゃあそれからどう生かしていかなきゃいけないのかと。これは本町だけの問題じゃないと思います。街並み全般含めて、いわゆる商工団体なり、そこそこの地域なり団体、また市民等の NPO 含めてですけども、こういったところとどうこれから街並みの成果含めて取り組んでいかなきゃいけないのかっていう部分は重要な課題だと思いますので、そういった意味も込めてこれ要望も含めてしておきたいと思いますので、お願いします。

●山本委員長 高橋委員、20 年で完結見ますので、

それを含めて 20 年度の常任委員会の中で、これまた十分に議論をしながら、結果がどうだったかっていうこともやっぱり検証する必要もあると思いますから、そういうふうに理解していただきたいと思います。

じゃ、今の件はよろしいですね。

それでは次に、総務課より職員問題について、臨時職員の関係ですね、嘱託含めて。正木委員から質問ありましたので、そのほうを総務課長の方から。

はい、総務課長。

●寺江総務課長 正木議員からご質問のありました嘱託職員の採用あるいは臨時職員の雇用についてお答えをしたいと思います。

まずは嘱託職員ですが、議員ご承知のとおり嘱託職員というのは、行政の中にあって本来職員を配置してその業務にあたらせるべきものを、様々な事情によってそれができない場合、専門的知識あるいは経験を有するという部分で、市長がその業務に対して嘱託辞令を発して採用すると、こういうものでございます。

で、ご質問のあった嘱託職員の数ですが、なかなか臨時職員もそうなんですが、この数の比較においては時期的なものが非常に見極めが難しいものがございまして。というのは恒常的な業務なのか、あるいは臨時的に発生した事務事業なのかで雇用が変わるということでございまして、今回のお答えに関しては大体新年度予算を執行して 6 月ぐらいが本格的に動いていく時期だろうということを見極めて、6 月での比較ということでご理解をいただきたいと思います。

平成 19 年度において嘱託職員 45 名採用でございました。ちなみに、本年については 29 名ということでございまして、ここで 16 名の減少となっております。

臨時職員ですが、臨時職員は読んで字のごとく臨時的事務事業の展開あるいは簡易な事務作業、こういったものに対する雇用でございまして。平成 19 年度 72 名。ちなみに、20 年度は 58 名ということで、こ

こでも 14 名の減となっております。

冒頭にご質問いただいた行政執行体制の部分と大きくかわる部分でございますけれども、現行の再建計画の中では総人件費を抑制していくというのが一つの大きな柱となっておりますので、嘱託職員、臨時職員についても平成 19 年度と比較すれば、これは 20 年度のお話になりますが、それぞれ嘱託、臨時職員とも雇用を抑えているというのが現状でございます。

よろしく願いいたします。

●山本委員長 正木委員、今の答弁について何か質問ありますか。再質問。

はい、正木委員。

●正木委員 季節的な臨時職員というのは冬期間の除雪が一番大きいと思うんですけども、その他に臨時の中で大きく雇用されているところというのはないんですか。

●山本委員長 総務課長。

●寺江総務課長 ご指摘のあった除雪業務もそうですけれども、塵芥焼却場の部分ですとか、あるいは国民健康保険料におけるレセプトの点検ですとか、そういう事務、様々あるんですが、そういうものが主だった臨時職員の雇用という状況になってございます。

●山本委員長 正木委員。

●正木委員 それともう一つ。最終的な嘱託職員と臨時職員の中の総体的人件費、もし数字的にわかれば報告願いたいんですけども。

●山本委員長 それは 6 月現在でよろしいですか。

先ほど 6 月現在の人員で報告してますから、6 月現在でよろしいですか。

●正木委員 19 年の決算終わった中での 19 年全般の。

●山本委員長 ちょっとお待ちくださいね。

はい、課長。

●寺江総務課長 今のご指摘のあった質問でございますけれども、後ほど款項目の中でそれぞれ科目ごとに精査をいただくことになろうかというふうに

と思いますが、歳出の中で賃金という科目がございます。これが臨時職員にかかわる賃金ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

●山本委員長 正木委員、この問題、款項目のほうでも詳しく聞いていただければよろしいのかと思います。

ほか、よろしいですか。よろしいですか。

ほかにごございませんか。

はい、伝里委員。

●伝里委員 市税等滞納状況の一覧表いただきました。

該当者数は随分減っているんですが、金額が随分増えています。これはどうしてなのでしょう。原因わかりますか。

●山本委員長 はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 件数に関しましては、市税に関しましては小口の滞納について差し押えを実施したと、そういうことで減っている分というふうに私も理解しております。国民健康保険料についても同様であります。

ほかの使用料についてもお答えした方がよろしいですか。

●山本委員長 総括主幹ね、今、伝里委員の質問の主旨は、件数は減っているんだけど実際問題は内容がついていないということを聞かれていますよね。

だからそこら辺を。小口は減っているんだけど、なんでしたら総体減らないの。

●熊谷総括主幹 はい、すみません。続けます。

大口の滞納者が増加しているということになります。

午前中にも申し上げましたが、三セクの大きな滞納ですとかが発生しておりますので、平成 19 年度の総体の未納額としては上がっておりますけれども、その上段のほうに書いてあります参考で、20 年度内に完納予定分、F という欄がございますけれども、そちらに関しましては今年度中にすでに入ってきておるものも多額にありますので、この数字だ

けを滞納として捉えるというのではなく、というふうに私達は考えているんですけれども。

●山本委員長 伝里委員、いいですか。

はい、伝里委員。

●伝里委員 収納対策委員会としてはどのような対応をしているのかお聞かせください。

●山本委員長 この滞納問題について収納委員会でどのような対応されてるかっていうことを聞きたいんですね。

これはどちらで。収納委員会のトップは副市長ですよ。

じゃ、副市長から答弁いただきます。

はい、副市長。

●羽柴副市長 収納委員会の委員長は私ですけれども、滞納の問題は毎年いろいろと滞納が増えていくという状況、これは再建団体になる前からいろいろとご指摘があつて、それぞれのここに載っておりますけれども、それぞれ様々なもの、税から含めて使用料等がございますので、それぞれ所管がありますので、その部分で今回この一覧表の分析をするのはそういったところの分析の結果をまとめたものがこういうことになってます。

それで、収納対策委員会としましてはやはりそれぞれの担当課の中で様々な問題があるんですけども、そういったところに担当としてのいろんな努力をしながら、収納対策委員会ではやはりこの滞納というのはいろんな状況がありますので、やはり基本は不公平感をなくすというか、滞納をなくしていくというのが基本ですから、そのための様々な対策努力、そういったことを共通の認識で全庁一丸となってやはり市民の理解を得るためにも頑張っ取り組んでいくんだということの共通認識をまず深めていく、そしていろんな様々な問題、例えば水道だとかっていう問題もありますし、大口滞納を増やさないために議会からもご指摘がありましたそういったその期間、例えば6ヶ月だったというのを3ヶ月、そういった取り組み、それから住宅、全体の中でも相当数占めておりますので、これについては今年の予算、

20年度になりますけれども、いろんな法的な手続き、そういったような取り組み、そういった我々としては不公平感をなくす、市民の理解を得るための様々な努力はそういった対策委員会の中で検討し、でき得るものそれぞれ責任を持って手続きをするものについては対応しているという状況で対策委員会を、そういう中で委員会を開催して対策を練っております。

ご理解をいただきたいと思います。

●山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 午前中の角田議員の質問に関連してくるかと思うんですけども、先ほどちょっと職員体制の機構上の体制のあり方の中での関連的な質疑させていただきたいと思うんですけども、先ほどもグループ制の導入してからの話等々あつて、ご答弁もいただきました。

それで、本年の1月からですか、グループ制導入した中でいろいろと大幅な人の入れ替え等々受けて、今の現在のグループ制を導入したという経過ですけども、これは逆にちょっとこれ私的な個人的なあれになるんですけども、人がいればむしろ逆にグループ制というのはある程度成立していくのかなっていう部分が見受けられるんだけれども、現状は今、四苦八苦しているところも担当課も含めて四苦八苦している状況の中で、現状の体制機構を敷いているということしていくとどうも機能性の部分ですとか、あるいは対応面一つとってもこの辺の機能がなかなか発揮できていない部分があるのかなと思うんですね。

この辺というのがまさしく19年度の一部時期的には引っかかってきている部分はありますから、そういう部分でいっても果たしてこのグループ制、現状やってきた中で少なくとも19年度まず踏まえた中で、グループ制を導入したことによって、逆にやりやすかったのかどうなのか、むしろやりづらいのかどうなのか、その辺を言いつらいこともあるのかもしれないですけども、その辺端的にもしお答えで

できれば、その辺ちょっと踏まえて我々としてもお聞きしておきたいというのがあるもんですから。

もし、そういう機構上の部分で、まあこれは一部市長の政策の中で機構上も大幅に改革した部分もありますから、市長のご答弁でもいいですし、もしくは担当の方からできればなのか、その辺はちょっとお任せいたしますけども。

●山本委員長 はい、総務課長。

●寺江総務課長 高橋議員ご指摘のとおりで、先ほど午前中にグループ制を導入したという主旨、意義については答弁をさせていただいたとおりです。

この財政再建計画の実施前については非常に多くの部があり課があり係があって、行政機構が細かく再分化されて、それぞれの専門的分野で事務を執行していたという経過があるんですが、ご承知のとおり大量の職員の退職に伴ってこの行政機構そのものを大きく縮小せざるを得なかったという経過の中で今日に至っていると、こういう整理でございます。

したがって、グループ制の効果というのはこの少ない人数でより機動性を高めていくためには、このグループ内で相互協力をしながら事務の執行に当たっていくというのが本来の目的であります、議員よくご承知かというふうに思いますけれども、今の現行の体制の中で必ずしもそういう状況になっていないということはお案内のとおりでございます。

したがって、先ほども申し上げたとおり今年の 1 月導入ですから、まもなく一年がくるわけです。新年度に向けて必要な職員数がどうなのかという議論も引き続き行っていかなければなりません、機構そのものがどうあるべきかという議論もやっぱり総括の中でやっていかなきゃならないだろうというふうに考えているところでございます。

私自身の個人的な見解といたしましては、それぞれの課長、総括主幹いろいろその決済権あります。その中で、必ずしもこのグループ制の導入が書類を回すにしても何にしてもスムーズに円滑になかなかいってないなとこういうところも感じるところでございまして、それは先ほど申し上げたとおりで、様々

な問題点を整理する中で、総括する中で将来にわたっての行政機構を考えていきたいと、このように考えているところでございます。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 私達から見てもそのような、今、課長からご答弁あったとおりのような部分が見えるし、例えば議会と関連する部分では特に委員会構成の部分ですとか、そういった部分、非常に大幅な部分でまたがる担当の課と、またそうでない部分も含めてですけども、いずれにしても今、財政再建中の本市にとっていろいろ計画遂行中の中で、やはり今までのようにその一つの問題が、今までは詳細にわたって機能されていた、担当の中でも枝葉によく沿って細かい部分でもいろいろと把握しきれた部分も、今回大幅な機構が変化したことによって何となくなりましたけれどもやはりどうもその一つ分野も含めてなかなかそこが的を得ていない部分が、我々も質問もそうなのかもしれないんだけど、行政の方もその部分がなかなか答えづらいものも含めて、また対応しきれないものも含めて、そういう部分が見受けられる部分があるんで、これは間もなく一年経ちますので、その辺は円滑にいったんとするならば、それをどうしていかなくちゃいけないという部分を行政としても改善して、これは要望になろうかと思っておりますけども、そういったことでしていただければと思います。

それとあと一点、もう一点、これは強い要望としてなんですけども、今のうちにこういう形で今の体制になって、職員も大変厳しい状況の中で遂行しているのは十分わかります。

しかしながら、昨年来からやはり夕張の部分でいろんな大幅な支援イベント、あるいは支援事業さらには支援金も含めていろんな問い合わせがきていると思うんです。ただ、その問い合わせの部分もいろんな部分で、確かにその一つの中身によってはいろんな分野に分かれてしまうのかも知れないんだけど、やはり外部からの部分でのイメージというのもありますから、やはりこれは行政として、例えば

具体的に言えば電話が入る。それに対応する部分がやはりそこで一つの体制的な部分で、イメージ的な部分で、やっぱり悪いというふうな印象を受けてしまうと、夕張全体に波及してしまう部分がありますから、この辺の対応面の強化もやっぱりきちんと今後、強化されるべきだと思いますので、この辺も担当踏まえて全体的な円滑に行っていく上での部分で要望としていきたいと思いますので、お願いします。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

ほかにございますか。

はい、島田委員。

●島田委員 19 年度から行われましたヤフーのインターネットオークションで、土地と不要品の売り払いを行ったと思うんですが、その歳入についてはどの部分に入ってきているのかお知らせください。

●山本委員長 はい、総括主幹。

●熊谷総括主幹 まず、土地の方からお答えいたします。

一般会計の決算書の 68 ページをお開きください。そちらに不動産売り払い収入ということで記載してあります 901 万 8,472 円、こちらがオークションで売れた土地の価格でございます。

●山本委員長 島田委員。

●島田委員 わかりました。

あと、不要品の部分についてはどうなのでしょう。

●山本委員長 はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 今、お話あった不動産売り払い収入の一個上ですね、68 ページの物品売り払い収入というものがございます。その 769 万 4,894 円と、ここが不要品の売り払いということになってございます。

●山本委員長 はい、島田委員。

●島田委員 これ合わせて 1,600 万ほどになりますか。

これに対しての歳出っていうのはどういう歳出予算を組んでたんでしょうか。

●山本委員長 はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 この財産収入というのは、決算でこういう形になってますけども、いくらくるかというのは、当然その年度のさまざまな不要品の状況を見たり、実際どれぐらい売れるかというところで見えないところでございますので、これについてはこの歳入がたったからその分の歳出をたてるという、特殊の特定財源的に扱うものではないという中で、財政再建団体として再建計画の変更をしていくとか、それから様々な、先ほども午前中もあった歳入が一部落ちこんでいくとか、様々なそういった歳入歳出全体の状況を見ながら、この財産売り払い収入についても夕張市の歳入の一翼担うような形で財政運営上の非常に役に立ったものということでございまして、これが特定のこのものに充てたとか、そういう性質のものではございません。

●山本委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますか。ありませんか。

それではないようでございますから、これから決算書の一般会計の歳出より審査してまいりたいなと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

それでは、2 ページから 29 ページまでの間には各会計の決算状況が記載されておりますが、款・項のみでありますので、事項別明細書によって審査してまいりたいと思います。

それじゃ、81 ページをお開き願います。

1 款議会費、82 ページまで。

〔発言する者なし〕

2 款総務費、83 ページから 97 ページまで。

はい、高橋委員。

●高橋委員 総務費、85 ページの 17 節の先ほどちょっと区画整理の関係で聞いたんですけども、区画整理事業清算金。これ 125 万で清算されている部分なんですけども、これのちょっと清算の内訳といいましょうか、これちょっと教えていただければと思います。

●山本委員長 総括主幹。

答弁調整のために後ほど報告するそうですから。

高橋委員、もう一回質問してやってください。

もう一回。

●高橋委員 この区画整理、17 節ですね。公有財産購入費の中で備考欄、区画整理事業清算金 125 万 3,000 円、これ清算金として支出ですよ。なっているんですけども、これの内訳といいましょうか、この清算としてはどういう形でされているのかという部分です。

●山本委員長 わかりましたか。たいした難しい質問でないと思うんでね。

総括主幹。

●熊谷総括主幹 概略の説明になりますけれども、こちら市が持っている土地に対して換地処分をした後の清算金ということで、当初から予算として位置付けられていたものでございまして、この金額については区画整理事業組合の方から請求が来て、市だけに限らずそれぞれの土地所有者が負担するというものでございます。

●山本委員長 わかりました。

高橋委員。

●高橋委員 ちょっとごめんなさい。意味がちょっとわからない部分があるんで。もうちょっとわかりやすく、わかんないな、今のあれでは。

●山本委員長 暫時お待ちください。

はい、どうぞ。

●押野見主査 区画整理事業というのは土地の置き換えを、換地することによって土地をうまく整理するという事業でございまして、土地を整理することによって土地の地価額が上昇したり下がったりする事業でございます。

その地価額が上がった方に対しては追加で交付金を、その土地に対して交付金を支給して、下がった方についてはその分清算金として区画整理事業の方でお金をいただくと。で、その区画事業区域内にある市有地の地価額の変動によって上下した中で、最終的に地価額が下がったことによって市が清算金と

して支払うという状況になっています。

●山本委員長 わかりましたね。わかりましたね。

はい。あとはよろしいですか。いいですか。

それでは 3 款民生費、98 ページから 108 ページまで。

はい、島田委員。

●島田委員 101 ページの 19 目、老人バス料金軽減補助なんですけど、1,000 万円の予算に対して 800 万、約 580 万円ほど使われておりませんが、使われなかった理由、70 歳以上の方が出て歩かなくなったのか、利用料金が 200 円から 300 円に上がったために使われなくなったのか、その辺の使用状況というのはつかまえてますでしょうか。

●山本委員長 福祉課長。

●石原福祉課長 敬老パスによる夕鉄への負担金でございすけれども、18 年度につきましては定額負担でありまして、自己負担を一回 200 円というふうに設定しておりました。

それで、19 年度 4 月から 7 月までなんですけど、これは従来と同じ定額負担で、額は 18 年度と同様で行っております。8 月からは本人との差額負担を実績でもって行うようにしました。この結果、増減が出たと、この差が出たという結果でございす。

以上でございす。

●山本委員長 いいですか。

はい、島田委員。

●島田委員 定額と実績の違いがちょっとわからないんですが。

●山本委員長 はい、福祉課長。

●石原福祉課長 定額負担というのは、まずはどのぐらいの利用者がいるかということに見合った分を委託料として払っていたわけですけども、19 年度からは実際に乗ります、まず 500 円の料金乗りましたら 300 円負担していただきまして、残り 200 円というのを実績でもって出すと。こういう方式の違いでございす。

●山本委員長 わかりますか。

わかった、言っている意味。定額というのは見込

んでほんとやったものが、今度は実質使った分だけ 200 円の方だけ負担するよというみたいな。

わかるかな。そういう説明をしているんですよね。

はい、島田委員。

●島田委員 それはわかったんですけど、18 年と 19 年に対して利用者数の増減というのはどんなようになってますでしょうか。

●山本委員長 暫時お待ちください。

福祉課長。

●石原福祉課長 今、手元にあります資料では 19 年度がございます。

まず、19 年度で報告させていただきます。19 年度 8 月からでございますけれども、8 月から翌年の 3 月までで、延べ 14,255 人が利用しております。この前につきましては今調査をします。後ほどご報告いたします。

●山本委員長 島田委員、よろしいですか。

それでは、4 款衛生費、109 ページから 115 ページまで。

〔発言する者なし〕

5 款労働費、116 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款農林業費、117 ページから 118 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款商工費、119 ページから 120 ページ。

はい、高橋委員。

●高橋委員 120 ページ、観光事業費の中のちょっとこれ報告あったのかもしれないんですけど、ちょっと再確認させてください。

観光案内看板設置工事費で 340 万計上されてるんですけど、これのちょっと詳細教えていただければと思いますので。

●山本委員長 内訳ね。

はい、総括主幹。

●松村総括主幹 ただいまの質問がございました観光案内看板設置工事なんですけれども、これは昨年、歴史村の道々の切り替えに伴う看板設置工事でございます、これに伴う工事費でございます。

歴史村の入口、道々の切り替えに伴って入口の部分に隣接している看板でございます。

●山本委員長 よろしいですか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 その道々切り替えのための部分の 1 本だけですかこれは、この 340 万というのは。随分でかいですよ、そうなる。

その辺ちょっと教えていただければと。

●山本委員長 はい、総括主幹。

●松村総括主幹 大型の看板が 2 基になっております。

●山本委員長 総括主幹ね、これ差し引き結局持ち出しはないということなんですよ。

予算がどっから入ってきてそして執行しているんだというやつ、それちょっと説明して。

総括主幹。

●松村総括主幹 決算報告書のほうをご覧ください。きたいんですけども、報告書の 7 ページの商工費がでございます。その 5 番目に観光案内看板整備がでございます。

財源内訳としては、道路の補償金ということになってございます。一般財源の持ち出しはないということで、それで設置してございます。

●山本委員長 補償金でやっていると。わかりましたか。いいです。よろしいですか。

商工費ほかにございませんか。

はい、それではまいります。

8 款土木費、121 ページから 127 ページ。

はい、高橋委員。

●高橋委員 124 ページ、土木費の公園費の中の委託料ですね、一番最後の部分。滝の上の公園委託料とその他の公園委託料ということで、100 万ちょっと計上されているんですけども、この辺のその他の公園委託料の件数とその辺の部分、おさえているところ教えていただきたいと思います。

●山本委員長 はい、主幹。

●熊谷主幹 その他の公園管理委託料の中で、2 件ほど行っております。

大きくは石炭の歴史村公園内の共用部分の草刈委託及び丁未風致公園の管理委託の 2 件で、その他の公園委託料 107 万 3,056 円となっております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 今の大きく二つの部分、特に丁未風致公園の部分も具体的に出たんですけども、今後にかかわる問題も含めてなんですけれども、この辺の公園委託料の部分、特にこの風致公園の部分とかも踏まえて、今後の委託先という部分では一応今までを考えると相当抑えた中での委託でやっているのはわかるんですけども、これ将来的にどういうふうになるのか、この公園管理をしていこうという部分があるのか、まず大枠はちょっとあれですけど、まずこの風致公園だけ一つとっても、風致公園っていうふうに出ましたけども、この辺も今後どういうふうにもっていくとするのか。

これ、19 年度のこの委託をもってまずこれだけの数字出てますので、今後のかわりというふうな、ちょっと将来的な展望踏まえて、もしお考えあれば教えていただければと思います。

●山本委員長 これは土木の方で担当しますか。建設課長。

●細川建設課長 丁未風致公園については、風美丁の周辺、池まで行かない駐車場の部分から風美丁にかけての緑地の部分の管理、トイレの清掃という形の中で、維持管理費付けて現在やっているところでございます。

一番夕張観光の走りが風致公園の造成から始まったという経過もございます。岩見沢から夕張に向けての間、適当な休憩場所もないという形の中で、最低限今の状況の中で風美丁の営業は別として、今後基本的には維持管理を継続していきたいというふうには担当課としては考えております。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 そういった意味では平成 19 年度の中でいきますと、この風美丁の部分も指定管理云々の動きもあったんですけども、結果的にその成果に至らずの中で、最終的な市の方で最低限度のそ

う意味ではこの委託をしなきゃいけない部分が生じてきているのかなと思うんですけども、ただ今後の部分、あそこは今まさしく言われたとおり、当初の部分でいきますと夕張のやっぱりある意味はやっぱり観光施設の走りの部分での、ましてや裏通りの部分の路線でいくと一定程度の休憩場所も保てるという部分での施設も含めて、ただ夏場の部分では残念なことに、ただあそこを開放はしているもののそれも区域制限して、ただ営業云々には至れてないという成果が 19 年度も含めて現状も含めてありますので、この辺やっぱりこれは市の政策においてもそうなんだろうけれども、今後のやっぱり一定程度あそこをどうしていかなくないかっていう問題も含めて、やっぱりその辺ちょっとやっぱり担当課なり、これは市全体論の中で考えていかれるようにこれ要望も含めてしていきたいと思いますので。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

この問題については今後の常任委員会等でも十分に論議をいただきたいなと思います。

じゃ、土木課はよろしいですね。土木費ね。それじゃ、次にまいります。

9 款消防費、128 ページから 131 ページまで。

〔発言する者なし〕

10 款教育費、132 ページから 143 ページまで。

〔発言する者なし〕

11 款公債費、144 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款諸支出金、145 ページ。

〔発言する者なし〕

13 款繰上充用金、146 ページ。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、次に歳入に入ります。

36 ページをお開き願います。

1 款市税、39 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款地方譲与税、40 ページ。

〔発言する者なし〕

3 款利子割交付金、41 ページ。

〔発言する者なし〕

4 款配当割交付金、42 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、43 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、44 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、45 ページ。

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、46 ページ。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、47 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、48 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、49 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、50 ページから 55 ページまで。

〔発言する者なし〕

13 款国庫支出金、56 ページから 59 ページまで。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、60 ページから 66 ページまで。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、67 ページから 68 ページまで。

〔発言する者なし〕

16 款繰入金、69 ページから 70 ページまで。

〔発言する者なし〕

17 款繰越金、71 ページ。

〔発言する者なし〕

18 款諸収入、72 ページから 76 ページまで。

〔発言する者なし〕

19 款市債、77 ページ。

〔発言する者なし〕

20 款寄付金、78 ページ。

〔発言する者なし〕

次に、147 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が、また 148 ページから 149 ページの間には職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、国民健康保険事業会計に入ります。

167 ページをお開き願います。このページから 179 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。152 ページから 164 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、180 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、市場事業会計に入ります。

190 ページをお開き願います。歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。183 ページから 187 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、191 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、老人保健医療事業会計に入ります。

203 ページをお開き願います。このページから 207 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。194 ページから 200 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、208 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員

手当等の内訳が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、公共下水道事業会計に入ります。

219 ページをお開き願います。このページから 224 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
211 ページから 216 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、225 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、介護保険事業会計に入ります。

239 ページをお開き願います。このページから 252 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
228 ページから 236 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、253 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、診療所事業会計に入ります。

265 ページをお開き願います。このページから 267 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
256 ページから 262 の 1 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、268 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ごらん願います。

ここですらね、先ほど福祉課の方で答弁を保留しておりました件で今、答弁をさせます。

福祉課長。

●石原福祉課長 ただいまの島田議員のご質問にお答えいたします。

19 年度につきましては、先ほど 1 万 4,255 人という利用者がいるということで申し上げました。

それで、これは 8 月から 3 月まででして、その前 4 月から 7 月までをですね平均でもって加えますと、年間としましては 2 万 1,383 人という数字になります。

それに対しまして平成 18 年度、これにつきましては平成 16 年に夕鉄バスにですね、市の職員が実際に乗りましてそれで調査をしたという経過がございます。それで財政再建計画により見直したのが先ほどの数字なんですけども、その 18 年度につきましては 6 万 8,458 人でした。この数字で中身が根拠がどうなのかというようなことで再建計画でありまして、それで実際に職員がバスに乗りまして調査をした結果、19 年度の人数ということになったわけでございます。

●山本委員長 よろしいですか。
課長。

●石原福祉課長 ですからかなりこれまで、16、17、18 ですか、これと 19 年度との調査して出した本来の利用者数とは、ちょっとかい離があったということの結果になろうかと思えます。

●山本委員長 今の答弁だったら、19 年もバスに乗ってたの、市の職員。それ調べたの。今、そういう答弁だったようだけど。

●石原福祉課長 19 年度は実績でございます。バスには乗って調査はしておりません。

●山本委員長 理解できましたか。

16 年から 18 年まで定額で補助したと。これはあくまでも乗った人数ある程度調べて、そのものに

対していくら補助しましたよというやり方でやったんだけれども、19 年度から実質乗った方に 200 円の補助したと、そういうふうにやったということです。そういうことでよろしいですね。

わかりますか。もし、理解できなければ質問されて結構だと思いますよ。

よろしいですか。

じゃ、先ほどの件、この件についてはよろしいですね。

●山本委員長　以上で決算書の審査がすべて終わりましたが、残る審査につきましては明日行うこととし、本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これをもって本日の委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

午後　２時１１分　延会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会決算審査特別委員会

委 員 長